

## [実務対応報告]

## 「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」

- 
- 法人名：三井アセット信託銀行株式会社
  - 部署：年金リサーチセンター
  - 役職：研究理事、((社)日本アクチュアリー会理事も兼職)
  - 名前：杉田 健

(以下に示されている見解は筆者((社)日本証券アナリスト協会検定会員)個人に帰属し、いかなる組織の公式見解を示すものではありません。)

### 1. 代行返上・解散時の不連続性の問題

平成16年6月11日に公布された改正厚生年金保険法における給付現価交付金の計算方法及び趣旨は、厚生年金基金を実施している企業の債務を最低責任準備金とするためのものであり、今回の公開草案のように給付現価交付金のみに着目して処理しようとすることは中途半端であり、仮にこの会計処理に従った場合に以下の問題を生じさせます。

#### (1) 低金利下の「益」

代行返上・解散においては、低い割引率で評価された退職給付債務の最低責任準備金に対する過大評価の解消が行われるため益が発生します。特に代行返上の場合は「返上益」として広く報道されています。

#### (2) 高金利下の「損」

代行返上・解散においては、高い割引率で評価された退職給付債務の最低責任準備金に対する過小評価の解消が行われるため損が発生します。これは代行返上または解散の公表直前まで会社の利益を過大評価するもので、株主を惑わせるものです。

### 2. オプション評価欠落の問題

債務の時価評価の観点からこの問題を考えますと、以上のような不連続性は厚生年金基金を実施している企業が条件(代行返上・解散)付で債務の一部(退職給付債務と最低責任準備金の差額)を消滅させるオプションについての評価を行っていないことによります。

既にストック・オプションについては平成17年12月27日付企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」により、オプションの公正価値評価をすることとなっており、株式オプション価格算定式を用いることが原則ですが、原資産価格についてマーケットレートの得られない未公開会社については「単位あたりの本源的価値」の見積が認められています。

厚生年金基金を実施している企業が有する債務の一部を消滅させるオプションの発生要因はストック・オプションよりはるかに複雑ですので、マーケットレートの得られない未

公開会社のストック・オプションの評価と同様、本源的価値での評価が適切と考えます。このオプションの本源的価値は「退職給付債務と最低責任準備金の差額」をマイナスした額となります。代行返上・解散によって債務の過大評価・過小評価が解消するからです。代行返上・解散を将来のどの時点で実施しても、消滅するのは「退職給付債務と最低責任準備金の差額」ですから、この評価は会計的に納得性が高いと考えます。そうしますと代行部分の会計上の債務として適切な値は、退職給付債務にこのオプションの価値を加えた額、すなわち「退職給付債務から、退職給付債務と最低責任準備金の差額を控除した額」、となりますが、これは「退職給付債務」の項が相殺されて最低責任準備金となります。

### 3. 想定される議論

以上のような議論展開に対して想定される反論として、「絶対に解散や代行返上しない」と決めている基金についてこのような議論が当てはまるかということです。すなわちオプションを購入していないのではないかということです。しかしながら過去の厚生年金基金の解散を見ても産業構造の変化・規制緩和に伴って解散に追い込まれた厚生年金基金の例があり、現在の厚生年金基金の意思とは関係なく、このオプションは存在すると考えるのが妥当と考えます。

次に厚生年金基金は永続するのが前提であり、上記のような清算を意識した考え方がなじむのかという議論が想定されます。それは、満期まで保有するつもりの債券を時価評価する場合に現在市場で売却できる価格で評価することとの対比からすると上記のような議論の正当性は「債務の時価評価」の観点から正当化できると考えます。

更に、債券の市場売却価格は、債券の将来のキャッシュフローを市場金利で割り引いた者に収斂するのに対して、最低責任準備金は将来母体企業が厚生年金基金のために負担するキャッシュフローには一致しないのではないかという議論が想定されます。私は、まさにこのゆえに、法改正前は厚生年金基金代行部分の会計処理についてコメントを控えていたのですが、法改正によって将来のキャッシュフローの現価（過去期間代行給付現価）と最低責任準備金が、低金利環境下では給付現価交付金、高金利環境下では免除保険料率によって常に調整され、母体企業に最低責任準備金を維持する以上の負担を掛けないことが明示されたことから上記のように「代行部分の債務は最低責任準備金」という主張が適切と考えるものです。

### 4. 時期の問題

すでに施行日の平成17年4月1日よりはるかに時間がたっていますので、債務の時価評価の観点、金利上昇期における株主保護の観点から早急にご検討いただきたく、お願ひする次第です。

以上